

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第5回）

氏名 宮崎桃子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ
提出書面 平成26年4月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～同月31日） 平成26年3月1日～同月31日 カリフォルニア大学ヘイスティングス校LL.Mプログラム春学期受講 平成26年3月18日 セミナー「法科学における認知バイアス（Forensic Science's Cognitive Bias）」出席		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・カリフォルニア大学ヘイスティングス校での研修 ・セミナー「法科学における認知バイアス」出席 		

平成26年4月10日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

行政官長期在外研究員

大阪地方裁判所判事補 宮崎 桃子

(派遣先 米国カリフォルニア州カリ

フォルニア大学ヘイスティングス校)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年3月1日から同月31日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告申し上げます。

敬 具

(別紙)

平成26年3月1日から同月31日まで、カリフォルニア大学ヘイスティングス校において「憲法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「交渉と和解 (Negotiation and Settlement)」、「国際刑事法」の4教科(合計12単位)を受講したほか、同月18日には、研究テーマである科学と法に関連するセミナー「法科学における認知バイアス (Forensic Science's Cognitive Bias)」に出席いたしました。

1 ヘイスティングス校での授業内容

(1) 憲法Ⅱ (4単位)

憲法Ⅱでは、合衆国最高裁判例の分析を通じ、主に平等原則 (The Equal Protection Clause: 合衆国憲法修正14条) について学びました。法の下における平等については、周知の通り、アメリカでは、南北戦争後に全ての人に平等に市民権を認める旨を明記した合衆国憲法修正14条が制定されたものの、人種による差別が強く、裁判所が率先してこれを解消するための判断を出してきた歴史があり、現在に至っても裁判所が人種に基づく取扱いの違いに対し、特に高い違憲審査基準を適用する背景には、立法がマイノリティを十分に代表してこなかったという事情があります。しかし、近年は、アファーマティブアクションの是非といった、より微妙な問題が争点になっており、不利益な扱いを受ける側に政治過程を通じて当該扱いを是正する能力があるかを考慮して違憲性審査基準を設定するという考え方が単純に当てはまらず、より判断が困難になっているように感じました (例えば、カリフォルニアでは、白人が有権者に占める割合は50%に満たず、アファーマティブアクションは白人というマイノリティに対する逆差別になっているとして、これを禁じる州憲法の修正条項が可決されていますが、州裁判所がこれを平等原則違反であるとして効力を停止し、現在も合衆国最高裁において係争中です。)

(2) 刑事訴訟法（3 単位）

刑事訴訟法では、職務質問及び身体検査、違法収集証拠の排除（合衆国憲法修正 5 条）等について学びました。我が国同様、職務質問時に警察官が自らと第三者の安全を確保する目的で身体検査を行う場合には搜索差押令状を要しないとされていますが、アメリカでは対象者が銃を所持している可能性が高いという現実を反映し、身体検査が認められる範囲も相応に広いように感じました。

(3) 交渉と和解（Negotiation and Settlement）（3 単位）

双方当事者と代理人弁護士に分かれて 2 対 2 で交渉を行うロールプレイ等を通じ、言いにくいことを相手方に伝える技術（difficult conversations）等を学びました。相手の反発を引き起こし、あるいは堂々巡りになることを避ける技術は、裁判所が争点整理や和解手続において当事者に裁判所の見解を伝える際にも応用可能な部分があるように思いました。

(4) 国際刑事法（2 単位）

国際刑事裁判所（International Criminal Court）が管轄を有する犯罪、（ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、及び侵略の罪）について、どのような関与が犯罪を構成するか（Mode of Liability）を学びました。

2 セミナー「法科学における認知バイアス（Forensic Science's Cognitive Bias）」

認知神経科学の専門家である [] を招いて行われた、科学捜査における認知バイアスに関するセミナーに出席しました。[]からは、認知バイアスがもたらす問題点と、当該問題点を最小化するために取り得る方策について非常に分かりやすく説明して頂きました。他の捜査官からもたらされる情報の影響により、同じ鑑定人が同じ検体、同じ検査方法を用いて検査を行っても、全く異なる結論が出ることが稀で

はないという研究結果も示され、科学的証拠の信用性を判断する上では、当該証拠が作成された経緯を考慮して認知バイアスが働いた可能性を慎重に検討する必要を感じました。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

[illegible]

平成26年5月15日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

行政官長期在外研究員

大阪地方裁判所判事補 宮崎 桃子

(派遣先 米国カリフォルニア州カリ

フォルニア大学ヘイスティングス校)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年4月1日から同年5月2日までの研修の状況につき、別紙の
とおり報告申し上げます。

敬 具

(別紙)

平成26年4月1日から同月21日まで、カリフォルニア大学ヘイスティングス校において「憲法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「交渉と和解 (Negotiation and Settlement)」、「国際刑事法」の4教科(合計12単位)を受講した後、同月22日から同年5月2日を充てて、「憲法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、及び「国際刑事法」の期末試験の準備及び受験を行いました。

1 憲法Ⅱ (4単位)

憲法Ⅱでは、合衆国最高裁判例等の分析を通して、主に実質的デュープロセス (Substantial Due Process: 合衆国憲法修正5条及び14条) について学びました。合衆国最高裁判所は、政府は適正な手続を経なければ市民の自由を制限することができないとする憲法の文言の解釈により、憲法が明示的に保障している権利(投票権、言論の自由等)に加え、いくつかの権利を、歴史・伝統に鑑みて憲法上の権利として保護しています。具体的には契約の自由、財産権、子に対する教育の自由、プライバシーの権利が認められていますが、中でも、プライバシーの権利は、成人の結婚、成人間の同意に基づく性的交渉、子どもを産むかどうかを決める権利(避妊及び中絶)等を含む、一定のゾーンとして捉えられています。デュープロセス条項の本質は政府による不当な干渉から自由を守ることであり、プライバシーの権利のように政府による制約を拒む権利(消極的権利: Negative Rights)は認められやすい一方、政府に対して福祉を要求する権利(積極的権利: Positive Rights)は認められにくい点は、我が国における基本的人権と感覚的に異なるように思いました。

2 刑事訴訟法 (3単位)

刑事訴訟法では、主に不利益供述の強制(合衆国憲法修正5条)について学びました。身体拘束を伴う取調べを開始する際に要求されるミランダ警告と当該警告を受けた被疑者の権利(Miranda Rights)は、この修

正5条の合衆国最高裁判所解釈から生まれたもので、黙秘権と弁護人選任権の告知から成ります。告知する内容は我が国における黙秘権告知の内容と共通する点が多いのですが、取調べによって得られた自白を証拠として法廷で使用するには、告知を受けた被疑者が有効に権利を放棄する（Waiver）必要があり、多くの場合は、権利放棄書を作成するようです。このように身体拘束を伴う取調べについては厳格な権利告知を要求する一方で、在宅の被疑者の取調べでは（弁護人選任権は修正6条によって保障されるものの）、身体拘束下に特有の心理的強制が働くおそれはないとして権利告知が要求されない点が不思議なように思いました。

3 交渉と和解（Negotiation and Settlement）（3単位）

基本的な1対1での交渉を通じて学んだことの応用として、プロフェッショナルの調停人を加えた交渉、他のクラスを履修している学生のグループとの複数の争点をめぐる交渉、著作権に関する三者間交渉等を行い、それらの応用的状況においての注意点を学びました。調停人を交えた交渉は、当事者双方から独立した第三者が手続を主宰する点で裁判官が関与する和解と共通するところがあり、調停人を職業とする方の手続のすすめ方を実際に見ることができたことは貴重な経験になりました。

4 国際刑事法（2単位）

旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷（ICTY）、ルワンダ国際戦犯法廷（ICTR）、及び国際司法裁判所（ICJ）における刑事事件に関する関係国の協力義務の範囲及び国際法上の義務との抵触関係、免責事由、最近の議論等について学びました。我が国も国際刑事裁判所に関するローマ規定（The Rome Statute）を批准していることから、当該規定による司法権の制約を受けることから、体系立てて学習できたことは収穫であったように思います。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏名 宮崎桃子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ
提出書面 平成26年6月22日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月3日～同月31日） 平成26年5月3日～同月6日 ヴァンダービルト大学LL.Mプログラム 進学準備（テネシー州ナッシュビル訪問） 平成26年5月7日 第9巡回区合衆国控訴裁判所見学 平成26年5月8日～同月11日 カリフォルニア大学ヘイスティングス 校LL.Mプログラム学位授与式及び関連行事 平成26年5月12日～同月31日 ヴァンダービルト大学LL.Mプロ グラム進学準備等		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・ヴァンダービルト大学への進学準備		
・第9巡回区合衆国控訴裁判所見学		
・カリフォルニア大学ヘイスティングス校LL.Mプログラム学位授与式及び関連		
行事		

平成 26 年 6 月 22 日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

行政官長期在外研究員

大阪地方裁判所判事補 宮崎 桃子

(派遣先 米国カリフォルニア州カリ

フォルニア大学ヘイスティングス校)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 26 年 5 月 3 日から同月 31 日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告申し上げます。

敬 具

(別紙)

1 ヴァンダービルト大学 LL.M プログラム進学準備

(1) ナッシュビル訪問 (平成26年5月3日から同月7日まで)

平成26年5月3日より、来年度に進学を予定しているヴァンダービルト大学ロースクールの所在地であるテネシー州の州都ナッシュビルを訪れました。天候不順によりフライトが遅れ、到着が1日遅くなりましたが、[REDACTED]であり、受け入れにあたり多大な便宜を図って下さっている [REDACTED] 氏への挨拶、今年度の在校生との食事会、アパートメント探し及び契約といった主な予定は消化し、来年度の住居の確保とカリキュラムに関する情報収集という目的を果たすことができました。

(2) サンフランシスコにおける進学準備

サンフランシスコの住居の整理及びカリフォルニア大学ヘイスティングス校での学習に用いた教材・ノート・資料等の整理を行いながら、来年度の研究内容を詰めるべく、1年目の学習内容で更に深く学びたい部分をピックアップする作業を行いました。また、テネシー州の予防接種等の要件がカリフォルニア州よりも厳しいため、医師の診療をアレンジし、A/B型肝炎予防接種、ツベルクリン検査等を順次受けています。なお、これらの準備は6月に入ってからも行っています。

2 第9巡回区合衆国控訴裁判所見学

春学期に「交渉と和解」の授業を担当された第9巡回区合衆国控訴裁判所所属の [REDACTED] 氏の御厚意により、第9巡回区合衆国控訴裁判所の内部を案内して頂き、見学する機会を得ました。同裁判所の建物は以前に法廷傍聴で訪れたことがありましたが、調停に使用される専用室（我が国の裁判所というラウンドテーブル法廷に当たる部屋）や、裁判官の執務室、裁判官会議を行う会議室、資料室

等の通常公開されていない部分を解説付きで見ることができたことが収穫でした。調停室には、大きなホワイトボードが備え付けられているほか、和解に向けた条件を整える一環として、当事者及び代理人向けにお茶やコーヒーが置いてあり、リラックスできる環境を心がけている、との説明が印象的でした。

3 カリフォルニア大学ヘイスティングス校LLMプログラム学位授与式及び関連行事

カリフォルニア大学ヘイスティングス校では、平成26年5月10日、サンフランシスコ市オーディトリウムにおいて、JDプログラムの修了者約300名、LLMプログラムの修了者27名及びMSLプログラム(Masters of Science and Law)の修了者2名の課程修了を祝って学位授与式が行われました。JD生たちはようやく3年間の課程を終えた安堵と司法試験受験を含む今後の予定を語り合っていました。未だ春学期の試験結果は出ておらず、卒業必要単位が揃わないうちに学位を授与されることには、慌ただしい感じも受けました。学位授与式には多くの親族や友人が出席し、予想される参加者は5000名を越えるとのことでした。特にアフリカや南米、アジア出身と思しき学生に対しては親族総出で歓声を送っている一団もいて、移民の国アメリカで一族の中からロイヤーが出るということが、本人だけでなく親族にとっても非常に大きな意味を持つことが実感できました。

また、学位授与式に先立つ平成26年5月9日には、LLMプログラムの担当教授陣が主宰する卒業ディナーが、式後の同月11日には学生の家族を交えての昼食会があり、お世話になった教授やスタッフにお礼を申し上げるとともに、1年間共に学んだクラスメイトたちと、進路等について報告し合うことができました。就職が決まらず、司法試験の勉強と並行して就職活動をしているとの話も多く聞き、改めて、アメリカの法曹界に参入する難しさも感じました。

以 上

平成26年7月10日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

行政官長期在外研究員

大阪地方裁判所判事補 宮崎 桃子

(派遣先 米国カリフォルニア州カリ
フォルニア大学ヘイスティングス校)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年6月1日から同月30日までの研修の状況につき、別紙のとおり報告申し上げます。

敬 具

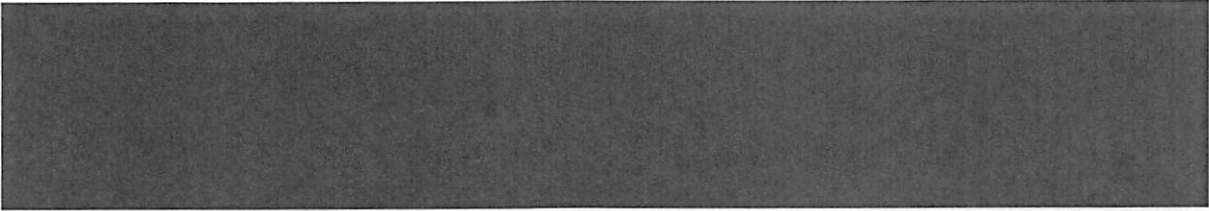
(別紙)

1 ヴァンダービルト大学 LL.M プログラム進学準備

研究面では、アメリカにおける不法行為法の教科書を読み、自習しました。不法行為法は、医療訴訟について研究する上で前提となる知識を多く含むものの、他方で研究に関連しない部分も多く、また、日本との比較において自学自習しやすいと考えて、来年度も講義を受講しない方向で検討しており、夏期に学習して知識を補うことにしたものです。被害者や複数加害者間の過失を扱う比較過失 (Comparative Negligence) と我が国における過失相殺制度の違いなど、類似の制度であるように見えて根本的な部分が違うこともあり、来年度の研究に先だって学習しておいて良かったように思います。

また、アメリカでも我が国同様、立法論及び法律解釈の双方で、生殖医療の発展に伴う法制度の整備が大きな問題となっているところ、論点の1つである代理出産制度 (Surrogacy) について、カリフォルニア州が全米で最も先進的な態度を取り、昨年には法改正もされたことから、関連する法律及び判例の調査を行いました。カリフォルニア州では、州最高裁が、代理母と依頼親の間で親子関係が争われた場合に、少なくとも依頼親が卵子を提供しているときには、子をなす意思を有していた者、すなわち依頼親が法律上の親となるとの法解釈を示してきており (意思による親子関係, Parenthood by intent), 当該判例を前提に、具体的な手続が昨年の法改正で定められました。当該判例の射程については議論があり、また我が国において一般に受け入れられるかどうかには疑問があるものの、代理出産によって生まれた子の親子関係が問題となった場合には、参考になりうるものと思われます。





2 カリフォルニア州及び連邦地方裁判所見学

カリフォルニア州地方裁判所（Superior Court of California, County of San Francisco）において民事裁判及び家事手続（家庭内暴力法廷，Domestic Violence Court）を，連邦地方裁判所（United States District Court, Northern District of California）において刑事裁判を傍聴しました。民事法廷では，大学におけるセクシュアルハラスメントによる損害賠償請求事件の陪審裁判が印象的でした。原告にカウンセリングを行い，ハラスメントの前後の出来事を目撃した第三者からも聴き取りを行った精神科医（専門家証人であると同時に事実に関する証人でもある。）の証人尋問において，当該医師が被害者及び目撃者から聞いた事実が伝聞例外に当たるか否かが争点となった際，裁判官は（陪審が退廷した状態で）当事者代理人と立証趣旨や関連性に関する議論をした上で，原告から聞いた事実は伝聞例外として採用するが，目撃者から聞いた事実は，原告からの聴き取りの前提として証言してよいが，伝聞証拠なので事実認定に用いてはならない旨決定し，陪審にもその旨説示していました。事前の証拠開示で当該立証趣旨が明らかになっていたようなので，その点を公判前カンファレンスであらかじめ決めておかなかったのはなぜなのかは疑問が残りますが，陪審に対する証拠法に関する説示は分かりやすいもので，参考になりました。

3 カリフォルニア大学サンフランシスコ校にてシンポジウム「医療保険制度改革法（Affordable Care Act）施行に対する挑戦：ホビーロビー判決と生殖に関する権利」出席

平成26年6月30日，連邦最高裁の今期における判決の中でも注目をあつめ

ていた *Burwell v. Hobby Lobby* (判例集未搭載) の判決が言い渡され、同日、カリフォルニア大学ヘイスティングス校と同大学サンフランシスコ校 (メディカルスクール) の共催による法、科学及び医療政策に関するコンソーシアムにより、判決言渡しを受けて、同判決の法的意味、医療保険制度改革法の実効性に対する影響と医療経済面からの検討を行うシンポジウムが行われました。上記事件では、営利法人は信教の自由を行使できるか、行使できるものとして、宗教上の理由に基づき、医療保険制度改革法上の義務、具体的には従業員加入保険につき避妊薬の使用をカバーする保険を購入する義務を免れることができるかが問題となり、法的にはアメリカ合衆国憲法第 1 修正における信教の自由と妊娠・出産するかどうかを決める権利 (アメリカでは憲法上の基本的権利であると位置付けられている。) のバランスについて、政策面では医療保険制度改革法の実効性への影響について、法律家のみならず一般にも大きな話題となっていました。

シンポジウムでは、連邦最高裁は、上記 2 論点をいずれも肯定し、宗教上の理由による義務免除を認めたものの、判文上、政府は女性の避妊手段に対するアクセスを保障することに重要な利益を有すると認めており、単純に信教の自由に重きを置いた判決ともいえない、といった法律上の論点に関する解説とともに、アメリカにおける妊娠の約半分が受精の段階で意図せずにされたものであり、多くの女性はより確実な (同時に高価でもある) 避妊手段を保険で購入できるのであれば当該手段を利用したいと思っているとの統計の紹介や、望まない妊娠が中絶に繋がると全体としての医療コストが跳ね上がることといった医療政策的見地からの意見を聞くことができ、新しい視点で判決を検討することができました。

シンポジウムの内容に加え、ワシントン DC とサンフランシスコの間の 3 時間の時差を生かして判決言渡しの数時間後に開催するという速報性、法曹や医療従事者に加えて一般市民の参加者も多く見られたこと等、内容面以外からも刺激を受け、アメリカ社会における法教育の充実を改めて感じる結果にもなりました。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第9回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ
提 出 書 面 平成26年8月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日～同年8月5日） 平成26年7月1日～同月25日 カリフォルニア州サンフランシスコにてヴァンダービルト大学LL.Mプログラム進学準備，カリフォルニア大学ヘイスティングス校夏期法律講座受講等 平成26年7月26日～同年8月5日 生活立ち上げ及び秋学期受講準備		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・ヴァンダービルト大学への進学準備（ ） ・カリフォルニア大学ヘイスティングス校夏期法律講座「医療過誤訴訟」 受講		

平成26年8月10日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡(第9回)

平成26年7月1日から同年8月5日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 カリフォルニア大学ヘイスティングス校夏期法律講座「医療過誤訴訟」受講

カリフォルニア大学ヘイスティングス校にて秋学期に受講した「健康に関する法」を担当された[REDACTED]の口添えを得て、同校がカリフォルニア大学サンフランシスコ校(メディカルスクール)と共催する法、科学及び保健政策に関するコンソーシアムが提供する夏期法律講座「医療過誤訴訟」を聴講する機会を頂きました。当該講義は、医療過誤の代理人として豊富な実務経験を有する弁護士2名(患者側[REDACTED]、医療機関側[REDACTED])が講師となって、医療過誤訴訟に関する法律理論や立証方法、代理人を務める上でどのように受任事件を選んでいるか等を教えるゼミナールで、週1回3時間、全6回の日程で開講されました(私自身は、転居のため、第4回までのみ出席しました。)

法律論に関する講義は「健康に関する法」と重複する部分もありましたが、実務的な視点で主張立証における難点や法解釈における争点(患者側と医療機関側で意見が対立する点)を学ぶことができ、有意義な講義でした。また、8名の学生の半分は医療関係者であり、ロースクール

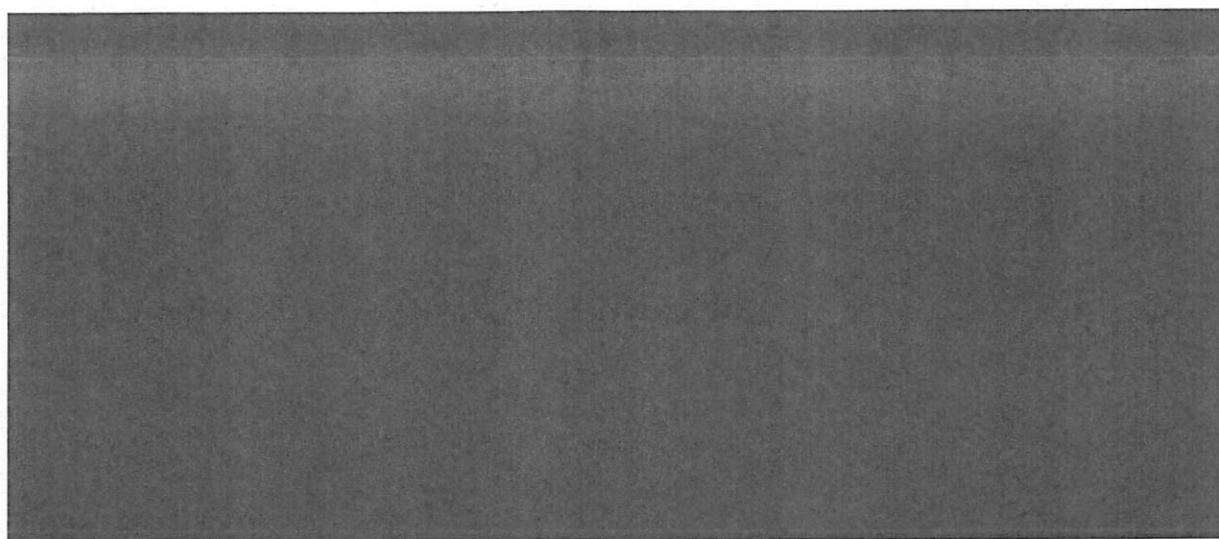
在籍中の学生も多くは医療や科学関係の学位ないし職務経験を持っていたため、多様な視点から質問や意見が出され、質疑応答も興味深いものでした。

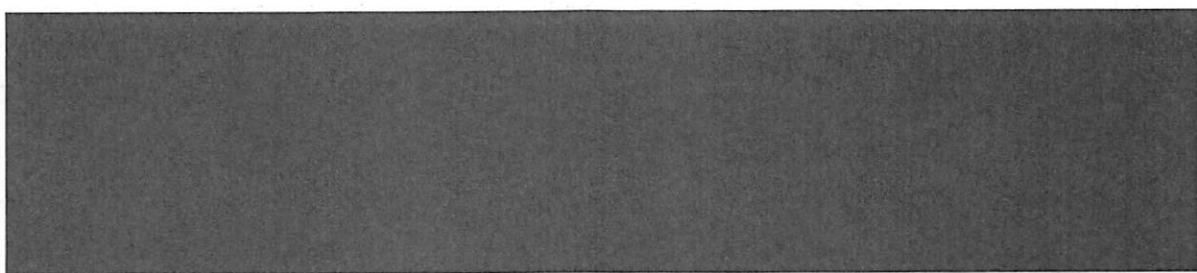
2 ヴァンダービルト大学 LL.M.プログラム進学準備

(1) 研究関係

ヴァンダービルト大学ロースクールの開講科目が公表されたため、シラバスを検討し、2年目の受講講座を検討しました。受講を希望していた証拠法の授業の人気の大変高く、抽選に漏れてしまったため、LL.M.担当教授に相談し、代わりに、1年目に学んだ交渉に関する知識を生かして調停の授業を受講することとし、2年目の秋学期は、必修の「法の一生 (Life of the Law)」, 「法文書作成 (Introduction to Legal Research and Writing)」に加え, 「知的財産法 (Intellectual Property Survey)」, 「調停 (Mediation)」の4科目を登録し, 教科書及び副教材を手配しました。なお, 春学期は「神経科学と法 (Law and Neuroscience)」, 「生命倫理と法 (Bioethics and the Law)」, 「少年事件 (Juvenile Justice)」, 「家族法 (Family Law)」, 「特許訴訟 (Patent Litigation)」及び「民事訴訟の実務 (The Practice of Civil Litigation)」を受講予定です。

(2) 生活関係





以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成26年9月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月6日～同年8月31日） 平成26年8月6日～同月10日 ボストンにてアメリカ法曹協会年次大会参加 平成26年8月11日～同月17日 ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程イントロダクションコース受講 平成26年8月18日～同月31日 ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期受講		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・ アメリカ法曹協会年次大会参加		
・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程イントロダクションコー		
ス受講		
・ ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程秋学期受講		

平成26年9月1日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡（第10回）

平成26年8月6日から同年8月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

1 アメリカ法曹協会年次大会参加

平成26年8月6日から同月10日まで、ボストンで行われたアメリカ法曹協会年次大会にロースクール生の資格で参加しました。ロースクール生は、比較的安価な料金で同大会の期間中に開催される多くの法曹向けセミナー及び懇親会に自由に出席することができます。刑事裁判部門が主催する認知バイアスに関する講座及び少年に対する仮釈放なし無期懲役刑の執行に関する講座、司法部部門が主催するストレスマネジメントに関する講座を受講し、それぞれ最先端の研究結果を含む貴重な知見を得ました。また、ロースクール生向けの懇親会及びテネシー州法曹協会の懇親会に出席し、他大学のロースクール生やテネシー州の州裁判官及び弁護士と面識を得ました。

2 ヴァンダービルト大学 LL.M.課程イントロダクションコース受講

平成26年8月11日から同月17日まで、ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程の必修科目である「法の一生 (Life of the Law)」を受講しました。内容はアメリカ司法制度やロースクールにおけるソクラテスメソッドの紹介、契約法の模擬授業等を通じて、LL.M 生にアメリカのロースクールにおいて必要な知識と技能を与えるもので、昨年度受

講した内容と重複はあるものの、切り口が新しいものであったため、発見が多くありました。

3 ヴァンダービルト大学 LL.M.課程秋学期受講

平成26年8月18日から秋学期が開始され、「法の調査及び文書作成 (Legal Research and Writing)」、「調停 (Mediation)」及び「知的財産法概説 (Intellectual Property Survey)」の受講を開始しました。

「調停」の授業では、まず、同じ事実を基に調停と仲裁、2通りのロールプレイを行うことで調停と仲裁との違いを確認し、調停に向いているのはどのようなケースか、調停人にはどのような役割が期待されるかを学びました。その後、調停のプロセスを具体的に学ぶ段階に進み、まずは調停を成功させるために導入 (Conveying) において調停人がすべきことは何かを検討しました。具体的には手続と調停人への信頼の構築、調停の場所、スケジュール及び基礎となるルールの設定、守秘義務の確認等が導入に当たります。米国における調停の機能は、我が国における裁判上の和解と似たところがあり、学んだ内容は和解勧試においても実践できる部分があるように思います。一方、米国における調停は、裁判官に調停の内容が伝わることは無いことを前提としており、本質的に異なる部分もあると感じました。

「知的財産法概説」の授業では、最初に知的財産として保護される無体物の範囲を概観し、その保護の範囲を定めるに当たっては創造に対するインセンティブ付与と健全な競争環境の構築という対立する利益のバランスを取る必要があることを学びました。続いて、営業秘密の保護について、判例の検討を通じ、保護すべき営業秘密の定義、範囲及び救済を学習しました。知的財産の保護に関して考慮すべき要素は、我が国においても共通するところがあり、学習する価値は高いように感じました。

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 1 回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成 2 6 年 1 0 月 3 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 9 月 1 日～同年 9 月 3 0 日） 平成 2 6 年 9 月 1 日～同月 3 0 日 ヴァンダービルト大学ロースクールのLL.M課程秋学期受講		
キーワード欄（6 項目以内で御記入ください。） ・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期受講		

平成26年10月3日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡（第11回）

平成26年9月1日から同月30日までの研究状況について、ヴァンダービルト大学LL.M.課程において受講した講義の内容をご報告申し上げます。

1 知的財産法概説 (Intellectual Property Survey)

当該講義は知的財産法分野全体を対象とするものですが、9月はそのうち特許に関する法が扱われました。アメリカの特許法 (Patent Act, 連邦法) は2012年の大幅な改正を経て、従来の先発明主義から先願主義をベースにした制度に移行したほか、特許要件などについても文言の変更が多く行われました。旧制度の下での法解釈が新制度の下で維持されるのかについては、現時点では学者間でも不明確な部分があるとのことであり、今後とも注目し続ける必要があると感じました。

アメリカ特許制度と我が国の制度が解釈を含めて多くの共通点を有していることは以前から認識していましたが、一方で、細かい制度目的には異なるところがあり、一見するとよく似ている均等論について正当化根拠に違いがあることなど、学習前は余り意識していなかったことに気づくことができたことが収穫でした。

2 調停 (Mediation)

調停の授業では、調停手続を5段階に分け、各段階ごとの目標と目標達成のための手段を意識しながら手続を進めるアプローチを学びました。具体的には、導入 (Conveying)、オープニング (Opening)、相互理

解 (Communication), 交渉 (Negotiation) 及びクロージング (Closing) の5段階があるとされ, 調停人が各段階で達成すべき目標を踏まえてどういった技術を用いることが目標達成に有効かブレインストーミングを行い, 続いてロールプレイングにおいて目標達成のための技術を実践しました。強い敵対感情を有する当事者に感情を表出及び発散させて現実的解決に目を向けさせるための聴き取りの技法や, 当事者間に情報格差や交渉力格差がある事件における留意点等は, 和解手続における裁判所の立場でも役に立つように思われました。また, ロールプレイングにおいて仲裁人と当事者双方の立場でそれらの技術を実践できたことは技術の習得の上で有用でした。

3 法の調査及び文書作成 (Legal Research and Writing)

与えられた事実関係の下での監禁罪の成否を複数の判例に基づいて論じるレポートの作成を通じ, 規範の立て方, 当てはめの説明方法, 判例引用の形式等を学びました。基本的に1年目の大学院で学んだことと重なる内容ですが, 教材や説明のアプローチが異なることと, 担当教授からドラフトの段階で細かいコメントを頂き, また, 面談で疑問点を尋ねることができたため, アメリカの法律文書において求められるものについて理解を深めることができました。

4 アメリカ司法制度概説 (Life of the law)

特別講義として, 移民法を専門に扱う経験豊富な弁護士により, アメリカ移民法に関する講義が行われました。イギリス人のアメリカ入植に始まるアメリカの移民の歴史, その過程における移民に対する制限立法の内容, 及び連邦憲法により認められている移民の権利にわたる充実したものであり, アメリカが歴史的に, そして現在に至っても, 既存の住民と移民の権利の衝突を巡って葛藤していることが実感できました。

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 2 回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成 2 6 年 1 1 月 3 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 1 0 月 1 日～同年 1 0 月 3 1 日） 平成 2 6 年 1 0 月 1 日～同月 3 1 日 ヴァンダービルト大学ロースク ールLL.M課程秋学期受講		
キーワード欄（6 項目以内で御記入ください。） ・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期受講		

平成26年11月3日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡(第12回)

平成26年10月1日から同月31日までの研究状況について、ヴァンダービルト大学 LL.M.課程において受講した講義の内容をご報告申し上げます。

1 知的財産法概説 (Intellectual Property Survey)

当該講義は知的財産法分野全体を対象とするものですが、10月はそのうち著作権に関する法が扱われ、1979年に施行された米国著作権法とその下で出された判例を学びました。フェアユースに関しては特に十分な時間を取って議論がされ、学生が約10グループに分かれ、既存の曲のメロディに新しい歌詞を付けて発表し、それらの曲についてフェアユースが成立するかどうかを検討する試みも行われました。

また、今年度の International Council of Music Authors (ICMA。アメリカ大陸とヨーロッパの作曲家、作詞家及び音楽産業の国際団体)の大会がナッシュビルで行われ、知的財産法概説を担当する [] が基調講演のプレゼンターであったことから、10月22日には、我々学生も US Copyright Office の [] 氏による基調講演を聴くことができました。また、同月24日には、ヴァンダービルト大学において、ICMAに参加している4人の作曲家によるパネルディスカッションが行われました。インターネット上での音楽の普及、技術の進歩によって既存の楽曲を利用した新しい曲作り(サンプリ

ングを含む。)が容易になったこと、音楽が国際的に流通するようになったことに対応して、楽曲提供者の権利を適切に保護するために著作権制度はどうあるべきか、という問題は我が国においても共通するものであり、具体的に作曲家本人による意見を聞くことは良い刺激になりました。

2 調停 (Mediation)

調停の授業では、授業のまとめとして、各自、架空または実在の紛争を題材にレポートを作成しました。紛争解決に向けた障害とその具体的対応策を予想して準備する作業は裁判官としての職務内容に通じるものであり、その作業に授業で学んだ技法を意識的に当てはめることで、学んだ内容をより具体的に理解できたように思います。

3 法の調査及び文書作成 (Legal Research and Writing)

与えられた事実関係の下で、関連する法令と判例の調査を行い、結果についてのメモを作成しました。小企業の設立メンバーであり中心的役割を果たしていた従業員が当該企業を離れて競合企業に参加したという事案なのですが、請求原因が *Interference with prospective business relationship* という馴染みのないもので、他の法域で法調査をする難しさを実感しました。

4 集中講義・国際商事仲裁 (International Commercial Arbitration)

木曜から週末にかけて行われる計14時間の集中講義(1単位)で、国際商事仲裁の特長、関連する条約、国内法との相互関係、仲裁における技法、管轄、ディスカバリーの範囲(特に各国の裁判所への協力要請の範囲)、執行における問題点等を学びました。講師はニューヨークを拠点として国際仲裁を行っている弁護士で、講義内容は実務的なアドバイスも交えながら論点を網羅的に講義するもので、特に関心があったニューヨーク条約上の協力義務や執行要件についても短時間ながらしっかりと議論がされる有意義なものでした。

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 3 回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成 2 6 年 1 2 月 9 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 1 1 月 1 日～同年 1 1 月 1 日） 平成 2 6 年 1 1 月 1 日～同月 3 0 日 ヴァンダービルト大学ロースク ールLL.M課程秋学期受講		
キーワード欄（6 項目以内で御記入ください。）		
・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期受講		

平成26年12月9日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡（第13回）

平成26年11月1日から同月30日までの研究状況について、ヴァンダービルト大学 LL.M.課程において受講した講義の内容等をご報告申し上げます。

1 知的財産法概説 (Intellectual Property Survey)

当該講義は知的財産法分野全体を対象とするものですが、11月はそのうち商標法及びパブリシティー権が扱われました。

商標法については、州際取引に適用される連邦法（連邦商標法、通称 Lanham Act）をベースに、州内取引に適用される州法の内容も併せて学習し、消費者保護及び事業者へのインセンティブ付与という商標保護の原理に立ち返りつつ、基本的判例を講読・検討しました。消費者の混同の恐れがないために本来的には商標法の射程ではないにもかかわらず、ブランド価値の保護を目的として商標権侵害訴訟が起こされることが多いこと、例外的に侵害が認められる事案もありうること、そのような例外が認められる根拠と侵害要件について学習し、現代において商標が果たす役割について改めて考えるきっかけにもなりました。

パブリシティー権については、もともとプライバシー権から派生したものであること、歴史的には認められず、近年認められるに至った判例の変遷を学習しました。人格権であるプライバシー権から、経済的利益を保護するパブリシティー権が生まれてきた経緯は興味深く、また、そ

のような性格の違いから、表現の自由と衝突するような事案では、権利の性格を意識する必要があるように感じました。

2 法の調査及び文書作成 (Legal Research and Writing)

以前より法的調査を行っていた従業員の競業禁止義務の事案について、労働契約の競業禁止条項を一般に禁止し、マネージャーに対しては例外的に上記条項を執行できるコロラド州法の下で、当該従業員がマネージャーに当たるか否かに関する判例調査を行い、パートナーミーティングにおいて口頭報告を行いました。当該ミーティングは、教授が法律事務所のパートナー、学生がアソシエイトという役割で行うロールプレイングで、短時間で事案と判例の内容を報告し、質疑応答を行うことが求められ、準備や当日の構成、質疑に対する応答の仕方など、実践的な法的コミュニケーションスキルを伸ばすことができました。

4 集中講義・国際商事仲裁 (International Commercial Arbitration)

10月に行われた集中講義の内容を踏まえ、米国裁判所が、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（通称「ニューヨーク条約」）の下で、コモン・ローに基づくフォーラム・ノン・コンヴェニエンス (Forum non conveniens) の法理によって仲裁判断の承認又は執行に関する申立てを却下することが許されるか否かについて、関連する判例及び文献の調査を行い、リサーチペーパーを作成しました。

当該法理は、受訴裁判所が管轄権を有していても、審理に適切な他の裁判所が存在し、かつより便宜であることを理由として事案を移送又は却下できるとするもので、国内仲裁判断の承認又は執行の申立てに対して当該法理に基づく却下ができることは確定した判例法となっていますが、ニューヨーク条約が条約締結国に対し、7つの明文上限定列举された却下事由がない場合には国際商事仲裁判断を承認ないし執行するよう求めていることから、国際仲裁判断に対して、列举事由に当たらな

い当該法理による却下が許されるかどうかについて争いがあります。この点につき、条約締結の過程においては言及がなく、また、米国連邦最高裁判所も判断しておりません。

下級審の判断は概ね当該法理の適用を認める方向であり、特に第2巡回控訴裁判所は、ニューヨーク条約が執行の手続は当該法廷地の手続法に拠るものと定めていることから、フォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理は手続法の一部として適用が許されるとする判断を明らかにしていますが、当該条文解釈に対しては、裁判官・学者からの反対も根強く、将来的に判例が動く可能性も十分にある状況です。

具体的に条約交渉の記録や下級審判例を検討し、その過程を表現する過程は根気が必要でしたが、その過程において、我が国において類似の事案の承認・執行申立てを受理した場合に、却下が許されるか否かを併せて考えることにもなりました。

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 4 回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成 2 7 年 1 月 1 6 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 6 年 1 2 月 1 日～同月 3 1 日） 平成 2 6 年 1 2 月 1 日～同月 1 2 日 ヴァンダービルト大学ロースク ールLL.M課程秋学期期末試験受験 同月 1 3 日～同月 2 4 日 同秋学期復習及び資料整理 同月 2 5 日～同月 3 1 日 同春学期予習		
キーワード欄（6 項目以内で御記入ください。）		
・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期期末試験		
・ ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程秋学期復習・資料整理		
・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程春学期予習		

平成26年12月16日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡（第14回）

平成26年12月1日から同月31日までの研究状況について、以下のとおりご報告申し上げます。

1 ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程秋学期期末試験

秋学期に受講した講義のうち、「法の一生（Life of the Law）」については学期中に試験が行われ、「調停」、「国際商事仲裁」及び「法の調査及び法文書作成」については11月までにレポートを提出していたため、試験期間内は「知的財産法概説（Intellectual Property Survey）」の受験に集中することができました。

当該講義は、知的財産法分野全体を対象として、営業秘密に関する法、特許法、著作権法、商標法及びパブリシティーに関する法を概括的に学ぶもので、期末試験の準備としては、授業で取り上げられた各分野における代表的判例及び最新の判例を読み込みながら、ノートにまとめ、体系的に確認する作業を行いました。短期間で知的財産法全体をひととおり学ぶ過程で、知と技術の進歩や創造性の保護という目的に向けて、特許・著作権・営業秘密・商標等の様々な制度を組み合わせ、一方で個人に知識や技術の独占というインセンティブを与えつつ、一方では自然法則や既知の知識、独占の期間が経過した知識について独占を排除することで一般の利用を促進するという、知的財産制度全体の設計やバランスについて、より全体的に理解することができました。

2 ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程秋学期復習及び資料整理

秋学期期末試験終了後、秋学期の授業のために作成した資料やノートを整理し、授業の中で浮かんだ問題意識を再確認する作業を行いました。特に、春学期以降のレポート作成に役立てるため、「法の調査及び法文書作成」で作成した文書に対する教授からの指摘をまとめ、簡単に参照できるようにしました。

3 ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程春学期予習

ヴァンダービルト大学では春学期が平成27年1月5日から開始されるため、講義内容及び初回の授業に向けた課題が発表され次第、年内から予習を開始しました。春学期は「家族法」、「少年法」、「生命倫理と法」、「法と神経科学」の4講座を受講します（加えて、2月にショートコース「特許訴訟」を受講予定。）。

「家族法」は、親族法を主に取り上げるもので、初回の授業に向け、婚約に関する法の移り変わりについて文献を読みました。「少年法」では、近代的な少年事件法廷が生まれた歴史的経緯を学び、ターニングポイントとなったイリノイ州の少年法の条文及び現在のテネシー州の条文を比較しました。「生命倫理と法」では、今後の分析のツールとなる倫理学における基本的な考え方をひとつおろし学び、それらを安楽死に関する架空の事例に適用した場合にどのような結論を導くかについて検討しました。「法と神経科学」では、神経科学分野における最近の発展が法の分野にどのような影響を与えているか、また、法規制が当該分野に対してどのような影響を及ぼすかについて概括する文献を読み、問題の所在を確認しました。いずれも変化が激しく、難しい問題を多く含む法分野であり、改めて学びがいを感じました。

以 上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第15回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成27年2月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同月31日） 平成27年1月1日～同月31日 ヴァンダービルト大学ロースクールのLL.M課程春学期受講及び受講準備		
キーワード欄 ・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程春学期受講		

平成27年2月17日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡(第15回)

平成27年1月1日から同月31日までの研究状況に関し、ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程春学期(同月5日開講)の講義及び受講準備の内容につき、以下のとおりご報告申し上げます。

1 家族法

当該講義は、家族関係の定義、その形成及び解消に関わる法的論点を理解し、家族、特に子及びドメスティック・バイオレンスに関連する紛争解決(ADRを含む。)に携わる上で必要な知識を獲得することを目指すもので、1月は、家族関係の基礎となる婚姻関係の形成段階である婚約と婚姻の合意について、主に連邦及びテネシー州の条文並びに判例法を参照しながら学習しました。婚前に離婚の際の財産分与や扶養義務の範囲について定めておく婚前合意や、コモン・ロー上の結婚(法的には婚姻関係と認められないが、コミュニティの承認等の一定の条件下で配偶者と同等の扶養責任等を問うことができる制度。但し、認めているのは9州及びワシントンDCのみ。)など、制度の背景にある法体系を含めて興味深いものが多くありました。

2 法と神経科学

当該講義は、脳神経科学分野の発展、特に fMRI, EEG などの脳モニタリング技術の発展と法の相互関係を検討するもので、1月は、脳神経科学分野の発展による法分野への影響を概観したのち、神経学的証拠(脳

CTや脳波測定の結果)の法廷における証拠能力について、証拠法に関する判例法に基づいて検討しました。その上で、前提となる脳の解剖やはたらき、脳に対するモニタリング及び操作の技法、その限界及び注意点について、法律家が脳神経学の専門家とやり取りをし、データを批判的に検討する上で必要となる前提知識を学習しました。

3 少年法

1月の前半は、少年事件をめぐる環境の変遷について、(1)未成年者が「小さな大人」から保護の対象へと転換し、刑罰ではなく更生を目的として少年裁判所が創設された19世紀末にはじまり、(2)少年の保護に加えて社会の秩序維持に焦点が当たるようになり、同時に少年裁判所における手続にデュー・プロセスの法理が適用されるようになったことで少年事件手続が再度成人の刑事事件手続に接近した1960年代後半から70年代半ば、(3)少年による事件の増加と悪質化が社会問題となった70年代後半から90年代にかけての時代、と順を追って判例や条文、論考を読みながら、現代の少年法を構成する要素を学習しました。

1月の後半から、(4)現代(2000年以降)の少年法における問題点の検討がはじまり、少年事件の手続の流れに沿って、まずは逮捕及び捜査機関における取調べについて検討しました。特に、少年に対する身体拘束を伴う取調べについて、成人の場合に比べて虚偽自白につながる危険性が有意に大きいことがデータで示されており、取調べの可視化、弁護士による付添いといった対策についてその長短を検討しました(取調べの録音や親権者の付添い等は一部の州で既に実施されています。)

4 生命倫理と法

当該講義はゼミ形式で実施され、1月は、主に生殖に関する生命倫理について検討しました。米国において大きな問題となっている妊娠中絶の問題に加え、生殖補助医療(体外受精、精子又は卵子提供、代理母等)

の限界及び生殖補助医療によって生まれた子に関する親族関係，生殖前遺伝子検査に，意思能力のない者に対する断種手術の可否等，我が国において規制の手段及び範囲に関する具体的な検討が不十分な分野も多く，具体的な事件や条文を検討し，改めて問題の大きさを実感しました。

以 上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 6 回）

氏 名 宮 崎 桃 子	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 テネシー州 ナッシュビル
提 出 書 面 平成 2 7 年 3 月 1 4 日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成 2 7 年 2 月 1 日～同月 2 8 日） 平成 2 7 年 2 月 1 日～同月 2 8 日 ヴァンダービルト大学ロースクールのLL.M課程春学期受講及び受講準備		
キーワード欄（6 項目以内で御記入ください。） ・ ヴァンダービルト大学ロースクールLL.M課程春学期受講		

平成27年3月14日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成25年度行政官長期在外研究員

(米国・ヴァンダービルト大学)

大阪地方裁判所 判事補 宮崎 桃子

報告書簡(第16回)

平成27年2月1日から同月28日までの研究状況に関し、ヴァンダービルト大学ロースクール LL.M 課程春学期の受講等につき、以下のとおりご報告申し上げます。

1 家族法

家族法の授業では、主に連邦及びテネシー州の条文、判例並びに2次文献を読み、婚姻関係に基づいて生じる法律関係及び伝統的な法律婚の形を取らない家族関係について学習しました。婚姻関係に基づく法律関係としては、我が国と同様に、扶養義務、姓の一致の問題等がありますが、姓の一致に関して、夫婦が合意した第三の姓に夫婦ともが改正する、あるいは夫婦の姓をハイフンで繋いだ新しい姓にする、といった選択肢もあることが新鮮に感じました。

2 法と神経科学

1月に引き続き、脳神経学が法の世界に与える影響について考える前提として、脳の解剖及び機能、脳波測定法の発達及びその現在における限界、並びに脳神経学的データを測定する実験のデザイン及びその結果得られたデータを利用する際の注意点を学習したのち、より具体的に、脳神経学的測定 (EEG, fMRI) が従来の臨床的脳死判定に与える影響と今後の脳死判定について検討しました。また、脳神経学を踏まえてリーガルサービスを提供している弁護士を講師に迎え、スポーツや労働の現

場で脳の障害を防ぐ方法についてのレクチャーを受けました。

3 少年法

少年法の授業では、少年事件の端緒となることが多い学校における搜索差押えについて、特に学校職員が実施する場合について、成人に対する、あるいは学校外での搜索差押えと比較してどのような配慮を要するか、また、その違法性審査においてどのような基準を用いるかを学習しました。その後、司法手続の開始に当たって行われる簡単な事実認定手続(Intake)、勾留又は保護観察官による非公式の監督への移行(Diversion)について簡単に学習したのち、少年の訴訟能力について、テネシー州から刑事責任能力及び訴訟能力の精神鑑定を受託しているヴァンダービルト大学メディカルセンターの医師を講師に迎えて、少年の未成熟が刑事手続の理解等に与える影響や、訴訟能力が問題となった実際の事例について検討しました。

加えて、2月27日には、テネシー州デイヴィッドソン郡少年裁判所及び少年鑑別所を見学しました。少年鑑別所は、テネシー州に2か所しかない厳しい連邦の基準を満たしている鑑別所の1つであり、高校卒業資格を取るための授業の実施、医療スタッフの常駐、窓のある個室等、施設面でも人的資源の面でも、昨年見学した成人向けの郡拘置所とは格段の違いがありました。

4 生命倫理と法

2月は、生死に関する意思決定について、患者に意思決定能力がある場合において、患者の意思と社会通念及び法規制が衝突するときに、どのように倫理的決定を下すか、あるいは、患者に意思決定能力がないとき又は患者が若年で意思決定能力に疑問がある場合に、誰が、どのようにして意思決定を行うか、事前にどのような手続が取られていれば代理人による意思決定を本人の意思として用いることができるか、といった

問題について検討しました。

5 今冬の異常気象の影響について

この2月、テネシー州中部を例年になく寒波が襲い、中旬には路面凍結等の影響で公共交通機関が一時運転を停止し、ナッシュビルの一部で停電が起き、同大学が2日間休講になるなどしましたが、

以 上